



第16回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 ▶ 2021年6月21日(月曜日)午前10時(開場：午前9時)
開催場所 ▶ 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
議決権行使期限 ▶ 2021年6月19日(土曜日)午後5時30分まで

CONTENTS

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	1
第16回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 取締役を対象とする業績条件付株式報酬制度の決定(継続)の件	
(提供書面)	
事業報告	22
計算書類等	62
監査報告	68

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をいただき、ご来場を見あわせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。また、開催にあたっては昨年と同様に事前登録制を導入するなどの対応および運営をさせていただきます。株主の皆さまにおかれましては本招集ご通知1頁～2頁を必ずご一読のうえ、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。
なお、当社商品・サービスの展示会、映像上映会、当社取締役との懇親会につきましては本年の実施を中止とさせていただきます。

◎株主総会ご出席の株主さまへの土産品(浅草花やしき1日フリーパス引換券を含む)の配布はございませんのであらかじめご了承ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/7832/>



株式会社バンダイナムコホールディングス
証券コード：7832

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、以下のとおりの運用とさせていただきます。株主の皆さまにおかれましては必ずご一読のうえ、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

<株主の皆さまへのお願い>

当社では本株主総会開催にあたり会場での感染拡大防止策を可能な限り講じ、徹底してまいります。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をいただき、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

(特に高齢のかたや基礎疾患のあるかた、体調にご不安のあるかたにおかれましては、ご来場を見合わせることを強く推奨いたします。)

書面またはインターネットによる議決権行使期限：2021年6月19日（土曜日）午後5時30分到着分まで

※議決権行使の方法などの詳細につきましては、本招集ご通知4頁～5頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

<事前登録制の導入について>

本株主総会では混雑による新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、会場の座席は間隔を空けて配置します。設置できる座席数が限られることを受け、**出席を希望される株主さまには事前に登録をお願いし、設置する座席数にあわせ、当社でご来場できる株主さまを抽選のうえ決定させていただくことといたしました。**

なお、**事前に登録されなかった株主さま、抽選で当選されなかった株主さまおよびご入場の際に当選が確認できない株主さまは本株主総会会場へ入場することはできませんのであらかじめご了承ください。**

登録方法① 受付専用ウェブサイト（ご推奨）

6月4日（金曜日）午後5時30分までの期間、受付専用ウェブサイトにて受付いたします。

受付専用ウェブサイト：<https://www.bandainamco.co.jp/sh2021/>

スマートフォン・携帯電話からはQRコードを読み取ることもアクセス可能です。
(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- i. パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、
◎ 株主番号（議決権行使書用紙に記載されている8桁の数字） ◎ 株主さまの郵便番号（2021年3月31日時点）
を入力のうえ、ログインください。
- ii. 画面にしたがい以下を入力の上、ご登録ください。（この段階では仮登録となります。）
◎ 株主番号（議決権行使書用紙に記載されている8桁の数字） ◎ 氏名、ふりがな ◎ メールアドレス
- iii. 仮登録後、ご入力いただいたメールアドレスへ本登録用のURLをご案内します。本登録用のURLにアクセスいただくことで事前登録が完了します。
本登録用のURLへアクセスいただかなかった場合、事前登録は完了していません。その場合は抽選の対象外となりますのであらかじめご了承ください。

登録方法② 往復はがき

6月4日（金曜日）必着にて必要事項を記入のうえ、当社指定住所へ往復はがきにてお申し込みください。

記入要領の詳細は5月20日（木曜日）付で当社より送付しております「株主総会に関する重要なお知らせ」をご参照ください。

往復はがき以外の方法での郵送や期日を過ぎて到着した場合、記入内容に不備がある場合は抽選の対象外となりますのであらかじめご了承ください。

受付期間内に事前登録をしていただいた株主さまを対象に、当社でご来場できる株主さまを抽選させていただきます。抽選結果は受付専用ウェブサイトでの登録の場合は6月7日（月曜日）にメールで、往復はがきでの登録の場合は6月7日（月曜日）に発送する返信用はがきでご通知させていただきます。

ご注意事項

- ・**ご入場には「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」（受付専用ウェブサイトでの登録の場合はメール、往復はがきでの登録の場合には郵送でご連絡）の2つが必要となります。**「ご来場確定通知」をメールでお受け取りになった場合は、印刷してお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話で通知画面を受付にてお見せください。
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。
- ・登録は株主さまお一人につき一度限り有効です。
- ・取得した個人情報、仮登録後のご返信（本登録用URLのご案内）と抽選結果のご通知、お問い合わせへのご返信およびご本人の確認にのみ利用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
- ・受付専用ウェブサイトへのアクセス、往復はがきの使用にあたり発生する費用は、株主さまのご負担となります。

<本株主総会当日の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ・**当社商品・サービスの展示会、映像上映会、当社取締役との懇親会につきましては本年の実施を中止とさせていただきます。**
- ・本株主総会においては、報告事項に関する質問は極力少なくなるように限定し、議案に関する質問も一定時間をもって打ち切りとさせていただきます。
- ・ご来場される株主さまにおかれましては、マスクの着用や会場各所に設置しているアルコール消毒液の使用などの感染拡大防止の対応にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入り口付近に検温器を設置し、37.5度以上の発熱が確認された場合や、咳などの症状が確認された場合はご入場をご遠慮いただきます。なお、過去2週間以内に海外への渡航歴があるかたについても同様に入場をご遠慮いただきます。
- ・スマートフォンをお持ちのかたは、厚生労働省が提供する「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のご活用をお願い申し上げます。

本株主総会当日までの感染拡大の状況や行政の発表・指導内容などによって、対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.bandainamco.co.jp/ir/stock/meeting.html>

証券コード7832
2021年5月31日

株主の皆さまへ

東京都港区芝五丁目37番8号
株式会社バンダイナムコホールディングス
代表取締役社長 川 口 勝

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。当社では本株主総会開催にあたり会場での感染拡大防止策を可能な限り講じ、徹底してまいります。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、本年は、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をいただき、ご来場を見あわせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。書面またはインターネットを用いた議決権の事前行使につきましては、**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月19日（土曜日）午後5時30分までに、次頁をご参照のうえ議決権を行使してください**ますようお願い申し上げます。

なお、**出席を希望される株主さまには事前に登録をお願いし、設置する座席数にあわせ、当社でご来場できる株主さまを抽選のうえ決定させていただくことといたしました。事前に登録されなかった株主さま、抽選で当選されなかった株主さまおよびご入場の際に当選が確認できない株主さまは本株主総会会場へ入場することはできませんのであらかじめご了承ください。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 取締役を対象とする業績条件付株式報酬制度の決定（継続）の件

4. 議決権行使についてのご案内

4頁～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（6頁～21頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月19日（土曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内にしたがって、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月19日（土曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会に出席して議決権を行使する方法

※ 事前登録のうえ、当選された株主さまのみ

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙とご来場確定通知の2つを会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月21日（月曜日）
午前10時

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト

<https://www.bandainamco.co.jp/ir/stock/meeting.html>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要施策と位置づけており、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを目指しております。具体的には、長期的に安定した配当を維持するとともに資本コストを意識し、安定的な配当額としてDOE（純資産配当率）2%をベースに、総還元性向50%以上を目標に株主還元を実施することを基本方針としております。

第16期の配当金につきましては、当事業年度の業績を勘案いたしまして、期末配当については、ベース配当21円に業績連動配当70円を加え、1株につき91円とさせていただきますと存じます。

なお、2020年12月7日に、1株につき21円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき112円となります。

1 配当財産の種類

金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき …………… 金91円
配当総額 …………… 20,020,066,885円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月22日

取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、あらたに取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き社外取締役が全取締役の1/3を占める体制となります。

取締役候補者選定の方針およびプロセス

取締役候補者の選定に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、あるいは経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有することなどにに基づき選任することとしております。また、当社定款において、取締役のうち2名以上を社外取締役とすることを規定するとともに、いずれの社外取締役も独立社外取締役とすることを基本方針としております。

独立社外取締役候補者の選定に関しては、具体的には、企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、コンプライアンスなどの内部統制に精通した弁護士などが適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

また、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする人事報酬委員会を任意に設置し、委員会の中で実績や見識などを踏まえ議論、推薦を受けるとともに、新任の取締役候補者においては独立社外取締役の面談を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
1	<p>た ぐ ち み つ あ き 田 口 三 昭 (1958年 6月16日)</p> <p>所有する当社株式の数 85,100株</p>	<p>取締役会長 I Pプロデュース ユニット管掌</p>	<p>1982年 4月 (株)バンダイ入社 1999年 4月 (株)バンダイベンダー事業部長 2003年 6月 (株)バンダイ取締役ライフスタイルグループリーダー兼 ライフスタイルカンパニープレジデント 2006年 4月 (株)バンダイ常務取締役新規事業政策担当 2009年 4月 (株)バンダイ専務取締役メディア政策 新規事業政策担当 2010年 4月 (株)バンダイ取締役副社長メディア政策 新規事業政策担当 2012年 4月 (株)バンダイ代表取締役副社長グローバルメディア政策・ 人事政策担当 Real B Voice事業部・戦略プロジェクト・ 人事部担当 2015年 4月 当社顧問 2015年 6月 当社代表取締役社長 2021年 4月 当社取締役会長兼 I Pプロデュースユニット管掌 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由等】 2015年から2021年3月まで当社代表取締役社長を務めており、前中期計画を達成するなど、経営の監督を適切に行うとともに、豊富な事業経験と実績・見識を有しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	<p>か ぐ ち ま さ る 川 口 勝 (1960年11月 2日)</p> <p>所有する当社株式の数 53,300株</p>	<p>代表取締役社長 エンターテインメ ントユニット統括</p>	<p>1983年 4月 (株)バンダイ入社 2002年 4月 (株)バンダイ執行役員ベンダー事業部ゼネラルマネージャー 2006年 4月 (株)バンダイ取締役流通政策担当 2010年 4月 (株)バンダイ常務取締役ホビー事業政策 品質保証政策担当 2015年 4月 (株)バンダイ専務取締役玩具事業政策担当 2015年 8月 (株)バンダイ代表取締役社長 当社執行役員 2016年 6月 当社取締役玩具ホビー戦略ビジネスユニット担当 2018年 2月 (株)BANDAI SPIRITS代表取締役社長 2018年 4月 当社取締役玩具ホビーユニット担当 2020年 4月 当社取締役副社長玩具ホビーユニット担当 2021年 4月 当社代表取締役社長兼エンターテインメントユニット統括 (現任) (株)バンダイ取締役会長 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおける現在のエンターテインメントユニット玩具ホビー事業の事業統括会社である(株)バンダイにおいて、豊富な経験と幅広い知見に基づくリーダーシップを発揮したほか、2020年の当社取締役副社長、2021年の当社代表取締役社長就任後も経営の監督を適切に行っていることから、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
3	おお っ しゅう じ 大 津 修 二 (1959年 8 月 6 日)	取締役 グループ管理 本部長	<p>1986年 3 月 公認会計士登録</p> <p>1996年12月 センチュリー監査法人代表社員</p> <p>2000年 1 月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員</p> <p>2003年 9 月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員</p> <p>2004年 5 月 あずさ監査法人本部理事</p> <p>2007年10月 当社入社、顧問</p> <p>2008年 6 月 当社取締役海外担当兼グループ管理本部・企業法務室・業務監査室室掌</p> <p>2011年 6 月 当社取締役海外地域統括会社管掌兼グループ管理本部長</p> <p>2013年 4 月 当社取締役グループ管理本部長（現任）</p> <p>NAMCO BANDAI Holdings (USA) Inc.（現 BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.）代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年 4 月 (株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長（現任）</p> <p>2017年10月 (株)バンダイナムコウィル代表取締役社長（現任）</p>
	所有する当社株式の数 41,900株		<p>【重要な兼職の状況】</p> <p>BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.代表取締役社長</p> <p>(株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長</p> <p>(株)バンダイナムコウィル代表取締役社長</p>
	<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>公認会計士としての専門的知識と、当社のグループ管理本部長としての豊富な経験・実績を有することから、グループ経営体制の強化と透明性の高い経営の実現に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>		
4	あさ こ ゆう じ 浅 古 有 寿 (1966年 1 月18日)	取締役 経営企画本部長 アミューズメント ユニット管掌	<p>1986年 4 月 (株)バンダイ入社</p> <p>2005年 8 月 (株)バンダイ経理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2005年 9 月 当社入社、経営管理部 広報・I R/経理・財務管掌ゼネラルマネージャー</p> <p>2006年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス（現 (株)バンダイナムコエンターテインメント）取締役</p> <p>2008年 4 月 当社執行役員経営企画本部長</p> <p>2010年 6 月 当社取締役経営企画担当兼経営企画本部長</p> <p>2011年 6 月 当社取締役経営企画本部長</p> <p>2014年 4 月 (株)ナムコ（*）（現 (株)バンダイナムコアミューズメント）取締役 * (株)ナムコ（現 (株)バンダイナムコエンターテインメント）が、新設分割により設立した会社であります。</p> <p>2017年 4 月 BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.取締役（現任）</p> <p>2021年 4 月 当社取締役経営企画本部長兼アミューズメントユニット管掌（現任）</p> <p>(株)バンダイナムコアミューズメント取締役（現任）</p>
	所有する当社株式の数 44,100株		<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>経営企画および経理財務などの経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を有するとともに、I R・P R・S Rなどの社内コミュニケーションのほか、サステナブル活動の責任者を務めるなど、当社グループの経営戦略の推進および持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
5	宮河 恭夫 (1956年6月8日)	取締役 エンターテインメントユニットデジタル事業担当	1981年4月 (株)バンダイ入社 1996年1月 (株)バンダイ・デジタル・エンタテインメント取締役 2000年4月 (株)サンライズ入社、ネットワーク開発部長 2004年4月 (株)サンライズ取締役 2008年4月 (株)サンライズ常務取締役 2011年4月 (株)サンライズ専務取締役 2013年4月 (株)サンライズ取締役副社長 2014年4月 (株)サンライズ代表取締役社長 2015年4月 (株)バンダイナムコピクチャーズ代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員 I Pクリエイションユニット担当 2018年6月 当社取締役 I Pクリエイションユニット担当 2019年3月 (株)Evolving G代表取締役社長 2019年4月 当社取締役ネットワークエンターテインメントユニット担当 (株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長 (現任) 2021年4月 当社取締役エンターテインメントユニットデジタル事業担当 (現任)
	所有する当社株式の数 21,750株		【重要な兼職の状況】 (株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長
			【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおける複数の事業に幅広く携わり、豊富な経験・実績・見識を有するとともに、2019年からは当社グループにおける現在のエンターテインメントユニットデジタル事業の事業統括会社である(株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長として事業を牽引するなど、デジタル事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。
6	河野 聡 (1968年10月15日)	—	1991年4月 東京テアトル(株)入社 1992年7月 (株)バンダイ入社 2004年3月 バンダイビジュアル(株) (現(株)バンダイナムコアーツ) 制作セクション第2制作グループゼネラルマネージャー 2009年4月 バンダイビジュアル(株)コンテンツ本部業務執行役員 2010年4月 (株)サンライズ取締役 (現任) 2012年4月 バンダイビジュアル(株)取締役 2016年4月 バンダイビジュアル(株)常務取締役 2020年4月 (株)バンダイナムコアーツ専務取締役 2021年4月 当社執行役員 I Pプロデュースユニット映像音楽事業担当 (現任) (株)バンダイナムコアーツ代表取締役社長 (現任)
	所有する当社株式の数 12,400株		【重要な兼職の状況】 (株)バンダイナムコアーツ代表取締役社長
			【取締役候補者とした理由等】 映像音楽事業における豊富な経験・実績・見識を有するとともに、2021年からは当社グループにおける I Pプロデュースユニット映像音楽事業の事業統括会社である(株)バンダイナムコアーツの代表取締役社長として事業を牽引するなど、映像音楽事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
7	あさ 浅 沼 誠 (1963年4月23日)	取締役 I Pプロデュース ユニットクリエイ ション事業担当	<p>1986年4月 (株)ネットワーク入社 2000年10月 バンダイネットワークス(株)入社 2004年4月 バンダイネットワークス(株)モバイル事業部部长 2005年6月 バンダイネットワークス(株)取締役事業本部副本部長兼コンテンツ 事業部长 2009年4月 (株)バンダイナムコゲームス(現(株)バンダイナムコエンターテイン メント) 執行役員NE事業本部副本部长 2010年10月 (株)バンダイナムコオンライン代表取締役社長 2014年4月 (株)バンダイナムコエンターテインメント取締役第1事業本部长 2015年4月 (株)バンダイナムコエンターテインメント常務取締役グローバル事 業推進室・メディア室担当 2018年4月 (株)サンライズ専務取締役 2019年3月 SUNRISE SHANGHAI CO., LTD. 董事长(現任) 2019年4月 当社執行役員I Pクリエイションユニット担当 (株)サンライズ代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役I Pクリエイションユニット担当 2021年4月 当社取締役I Pプロデュースユニットクリエイション事業担当(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)サンライズ代表取締役社長 SUNRISE SHANGHAI CO., LTD. 董事长</p>
	所有する当社株式の数 17,000株		
	<p>【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおける複数の事業に幅広く携わり、豊富な経験・実績・見識を有するとともに、2019年からは当社グループにお ける現在のI Pプロデュースユニットクリエイション事業の事業統括会社である(株)サンライズの代表取締役社長として事業を牽引 するなど、クリエイション事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>		
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任取締役候補者</div> かわ 川 崎 寛 (1963年4月24日)	—	<p>1987年4月 (株)バンダイ入社 2001年4月 (株)バンダイイノベティブトイ事業部執行役員ゼネラルマネージャー 2005年10月 (株)バンダイナムコホールディングス社長室兼経営企画部ゼネラル マネージャー 2007年4月 (株)ナムコ(現(株)バンダイナムコエンターテインメント) 取締役 *(株)ナムコ(現(株)バンダイナムコエンターテインメント)が、新設分割により設立 した会社であります。 2015年4月 (株)ナムコ常務取締役 2018年4月 (株)バンダイナムコエンターテインメント取締役 2021年4月 当社執行役員アミューズメントユニット担当(現任) (株)バンダイナムコアミューズメント代表取締役社長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)バンダイナムコアミューズメント代表取締役社長</p>
	所有する当社株式の数 22,250株		
	<p>【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおける複数の事業に幅広く携わり、豊富な経験・実績・見識を有するとともに、2021年からは当社グループにお けるアミューズメントユニットの事業統括会社である(株)バンダイナムコアミューズメントの代表取締役社長として事業を牽引する など、アミューズメント事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
9	<p>社外</p> <p>かわ な こう いち 川 名 浩 一 (1958年4月23日)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p>	取締役	<p>1982年4月 日揮(株)(現 日揮ホールディングス(株)) 入社 1997年7月 日揮(株)アプダビ事務所長兼クウェート事務所長 2001年7月 日揮(株)ロンドン事務所長兼JGC UK Managing Director 2004年5月 日揮(株)営業統括本部プロジェクト事業推進本部プロジェクト事業投資推進部長 2007年8月 日揮(株)執行役員営業統括本部新事業推進本部長 2009年7月 日揮(株)常務取締役営業統括本部長 2010年6月 日揮(株)代表取締役副社長 2011年7月 日揮(株)代表取締役社長 2017年6月 日揮(株)取締役副会長 2018年6月 日揮(株)副会長 2019年6月 当社社外取締役(現任) コムシスホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)(現任) 東京エレクトロンデバイス(株)社外取締役(現任) 2020年6月 (株)レノバ社外取締役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 コムシスホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) 東京エレクトロンデバイス(株)社外取締役 (株)レノバ社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 企業経営者として豊富な知識と経験を有することから、経営の監督とチェック機能をより強化するとともに、豊富な海外勤務経験によるグローバルな経営視点を取り入れることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。</p>			
10	<p>社外</p> <p>くわ ばら さと こ 桑 原 聡 子 (1964年11月1日)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p>	取締役	<p>1990年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 1998年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2020年3月 (株)ユニカフェ社外監査役(現任) 2020年4月 外苑法律事務所パートナー(現任) 2020年6月 日本郵船(株)社外監査役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 弁護士 外苑法律事務所パートナー (株)ユニカフェ社外監査役 日本郵船(株)社外監査役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営には関与しておりませんが、長年にわたり弁護士として活躍されていることから、主にリーガルリスクの観点での経営の監督とチェックがなされることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略歴
11	<p>社外</p> <p>の ま みき はる 野 間 幹 晴 (1974年11月6日)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p>	取締役	<p>2002年4月 横浜市立大学商学部専任講師 2003年10月 横浜市立大学商学部助教授 2004年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2007年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授(現任) 2019年6月 すてきナイスグループ(株)(現 ナイス(株)) 社外監査役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 一橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス(株)社外監査役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営には関与しておりませんが、企業戦略、特に会計・財務に関する研究と教鞭活動を行っていることから、その深い学識をもって経営の監督とチェックがなされることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。</p>			
12	<p>新任取締役候補者</p> <p>社外</p> <p>しま だ とし お 島 田 俊 夫 (1957年6月4日)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p>	—	<p>1980年4月 日揮(株)入社 1990年7月 (株)三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))入社 1992年8月 日揮情報システム(株)入社 1997年11月 (株)シーエーシー(現 (株)CAC Holdings)入社 2000年3月 (株)シーエーシー執行役員経営企画部長 2002年3月 (株)シーエーシー取締役経営企画本部長 2003年7月 (株)シーエーシー常務取締役経営統括本部長 2004年3月 (株)シーエーシー代表取締役社長 2011年1月 (株)シーエーシー代表取締役会長 2011年6月 一般社団法人情報サービス産業協会副会長(現任) 2015年3月 (株)CAC Holdings取締役会長 2019年3月 (株)CAC Holdings特別顧問(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 一般社団法人情報サービス産業協会副会長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 企業経営者として豊富な知識と経験を有することから、経営の監督とチェック機能をより強化するとともに経営とデジタルテクノロジーの融合に関する豊富な知見を経営視点に取り入れることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。</p>			

- (注) 1. 川名浩一、桑原聡子、野間幹晴、島田俊夫の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、川名浩一、桑原聡子、野間幹晴の各氏は現に当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、川名浩一氏が約2年、桑原聡子および野間幹晴の両氏が約5年となります。
2. 社外取締役としての独立性
社外取締役候補者である川名浩一、桑原聡子、野間幹晴、島田俊夫の各氏は、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（15頁「社外役員の独立性に関する基準」参照）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本定時株主総会における選任後、当社の独立役員となる予定であります。
3. 各社外取締役候補者と当社との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定はありません。
4. 各取締役候補者と当社との間で、会社法第430条の2第1項の補償契約を締結する予定はありません。
5. 当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の44頁に記載のとおりです。なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当該取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外役員の独立性に関する基準<ご参考>

当社は、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外役員を選任しております。

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社（当社グループ会社を含む。以下、同じ。）を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥ 当社から、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑧ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑨ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑩ 上記①～⑨に過去5年間に於いて該当していた者
- ⑪ 上記①～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑫ 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族

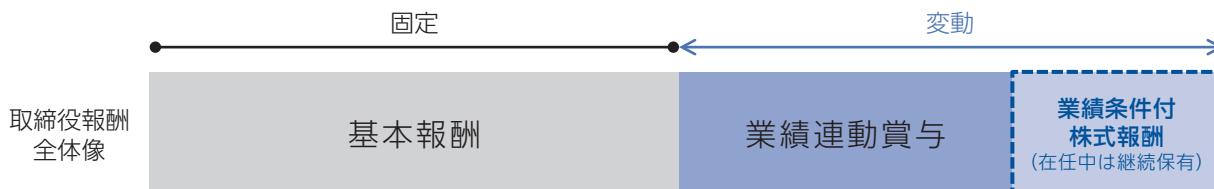
- (注) 1. ①および②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. ③および④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
3. ⑤、⑦および⑧において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
4. ⑥において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上または1億円のいずれか高い方」であることをいう。

第3号議案

取締役を対象とする業績条件付株式報酬制度の決定（継続）の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する業績条件付株式報酬について、2022年3月期も引き続き45,000株（発行済株式総数の0.02%）に交付時株価（後記（2）（※3）において定義する交付時株価をいいます。以下、「交付時株価」といいます。）を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下、「本制度」といいます。）を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

（ご参考）当社の取締役報酬（社外取締役を除く。）の全体像につきましては、下図をご参照ください。



本議案の対象（2022年3月期支給分に適用）

業績に応じて付与株数を決定し、支給額を算定
(報酬上限：年間45,000株 × 交付時株価)

当社は、2018年4月からスタートした「バンダイナムコグループ中期計画（2018年4月～2021年3月）」（以下、「中期計画」といいます。）に対応させる形で、2018年6月18日開催の当社第13回定時株主総会において、45,000株に交付時株価を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下、「現行制度」といいます。）につきご承認をいただいております。

この度、2021年3月に中期計画が終了いたしました。引き続き株主の皆さまとの価値共有をはかり、持続的に企業価値の向上を促していくことを目的として、2022年3月期も現行制度の内容を継続し、業績条件付株式報酬として支給する金銭報酬債権および金銭の総額として、45,000株に交付時株価を乗じた額以内として設定いたしたく存じます。

本制度は、対象取締役の役割等に応じて、あらかじめ設定した基準株式ユニット数を基礎とし、2022年3月期（以下、「評価対象事業年度」といいます。）における当社連結営業利益の目標達成状況に応じて確定した支給株式ユニット数に応じた、当社普通株式および金銭が対象取締役に交付または支給される仕組みです。支給株式ユニット数は業績結果によってのみ確定し、連結営業利益が600億円以上となった場合にのみ支給され、その後、連結営業利益が750億円（評価対象事業年度の連結営業利益目標）に達するまで支給株式ユニット数が逡増する設計といたします。かかる設計とすることで、株価の変動をストレートに報酬に反映していくことが可能となります。また、支給の有無および支給株式ユニット数は、評価対象事業年度の業績結果に基づき判定いたします。

また、現行制度と同様に、本制度により交付する当社普通株式については、取締役等在任中における株主の皆さまとの価値共有を継続的に担保するため、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものといたします。そのため、対象取締役への当社普通株式の交付時に生じる納税資金への充当を可能にすべく、確定した支給株式ユニット数の一部については、交付時株価で換価した金銭による支給といたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

本制度の内容は次のとおりであります。

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、評価対象事業年度における連結営業利益の目標達成度に応じて、当社普通株式(※)および金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を交付または支給する制度です。連結営業利益が600億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付または支給され、750億円に達した場合に支給率が100%となるものとします。

(※) 本制度における当社普通株式の交付の方法

当社は、対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

ただし、対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

(2) 対象取締役に対して交付または支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

対象取締役について、あらかじめ定められた基準株式ユニット数を算定の基礎とし、以下の算式に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の額に応じて交付または支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

① 対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

支給株式ユニット数×50% (ただし、100未満の端数が生じた場合は切り上げ)

(注1) 支給株式ユニット数=あらかじめ定められた基準株式ユニット数(※1)×評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合(支給率)(※2)

(ただし、100未満の端数が生じた場合は切り捨て)

(注2) 実際に対象取締役に支給されるのは、(1)(※)のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価(※3)を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

② 対象取締役各人に支給する金銭の額

(支給株式ユニット数－上記①で算定される数)×交付時株価

(※ 1) 対象取締役各人の役割・職責に基づきあらかじめ定めるものとします。

(ご参考) 2022年3月期における対象取締役の基準株式ユニット数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、下表のとおりとなります。なお、当社取締役が、当社グループの事業統括会社である株式会社バンダイナムコエンターテインメント（以下、「BNE社」といいます。）、株式会社バンダイ（以下、「BC社」といいます。）、株式会社バンダイナムコアーツ（以下、「ARTS社」といいます。）、株式会社サンライズ（以下、「SR社」といいます。）および株式会社バンダイナムコアミューズメント（以下、「BNAM社」といいます。）の5社ならびに株式会社BANDAI SPIRITS（以下、「BSP社」といいます。）いずれかの代表取締役社長を兼任する場合は、当該各事業統括会社またはBSP社の代表取締役社長としての基準株式ユニット数を適用し、また、事業統括会社およびBSP社のうち複数の会社の代表取締役社長を兼任する者については、対応する当該各事業統括会社またはBSP社の代表取締役としての基準株式ユニット数のうちいずれか最も高い数を適用します。これらの兼任が生ずる場合においては、あらかじめ定めたとおりにしたが、当該兼任が生じている各事業統括会社およびBSP社が当該対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権および金銭を支給します。

(基準株式ユニット数)

	当社	BNE社	BC社	ARTS社	SR社	BNAM社	BSP社
代表取締役社長	6,600	6,000	5,300	4,600	3,300	2,900	4,700
取締役会長	4,600	—	—	—	—	—	—
取締役	3,300	—	—	—	—	—	—

(※ 2) 連結営業利益が600億円に達しない場合は支給しないこととし、連結営業利益が750億円以上の場合に100%支給されるものとします。具体的な支給率の決定方法は以下のとおりです。

連結営業利益	支給率
600億円未満	0%
600億円以上750億円未満	$[50 + \{ (\text{連結営業利益の額 (億円)} - 600\text{億円}) \div 1\text{億円} \} \div 3] \%$
750億円以上	100%

(※ 3) 交付時株価とは、後記(3)に定める評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に本制度に係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

評価対象事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、45,000株に交付時株価を乗じた額を上限とします。このうち、対象取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は、22,500株（発行済株式総数の0.01%）以内とします。ただし、本定時株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）または株式併合を行う場合には、次の算式により上記の株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとします。

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 株式分割または株式併合の比率

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付または支給の要件

本制度においては、評価対象事業年度が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付または支給するものとします。

交付または支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から2ヵ月以内に開催される本制度に係る当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

- ① 評価対象事業年度末まで取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

なお、当社は2021年3月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の46頁～47頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本制度は、当該方針に沿うものであり、株主の皆さまとの価値共有をはかり、持続的に企業価値の向上を促していくものとして相当であると考えられることから、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

(ご参考) 現行制度では、当社グループの事業統括会社であるBNE社、BC社、ARTS社、SR社およびBNAM社の5社ならびにBSP社の取締役のうち、当社取締役を兼任しない者（以下、「対象子会社取締役」といいます。）についても、同様の業績条件付株式報酬制度の対象としています。本議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、対象子会社取締役に対しても、引き続き本議案と同様の内容の当社株式等を交付または支給することとします。

対象子会社取締役に対して支給する評価対象事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、94,000株に交付時株価を乗じた額を上限とします（なお、対象取締役に対して支給する分とあわせると、139,000株に交付時株価を乗じた額が合計の上限となります。）。また、対象子会社取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は、47,000株（発行済株式総数の0.02%）以内とします（なお、対象取締役に対して交付する分とあわせると、合計69,500株（発行済株式総数の0.03%）以内となります。）。ただし、本定時株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、上記（2）と同様の算式等により調整を行います。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染拡大が、国内外の経済全体や個人の生活に大きな影響を与える状況が継続しました。新型コロナウイルス感染拡大に対しては、当社グループは、従業員や家族、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの安全を最優先に考え、感染拡大を防ぐための取り組みを実施しております。また、デジタルを活用した販売・マーケティングを強化するなど、顧客のライフスタイルや嗜好の変化に適合するための様々な施策を推進しました。それに加え、中期ビジョン「CHANGE for the NEXT 挑戦・成長・進化」を掲げ、2018年4月にスタートした3ヵ年の中期計画のもと、IP (Intellectual Property:キャラクターなどの知的財産) の世界観や特性を活かし、最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することでIP価値の最大化をはかる「IP軸戦略」のさらなる進化のための取り組み、成長の可能性が高い地域や事業の強化に向けた取り組み、世界の各地域においてALL BANDAI NAMCOでグループが一体となり総合力の発揮を目指す取り組みなどの施策を推進しました。

当事業年度につきましては、各事業において新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、国内外のトイホビー事業においてハイターゲット層 (大人層) に向けた商品や新規IPを活用した商品などが人気となったほか、ネットワークエンターテインメント事業において、ネットワークコンテンツの主力タイトルや家庭用ゲームのリピーター販売が好調に推移しました。グループ全体では、幅広い事業のポートフォリオが効果を発揮する結果となりました。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大にともなう店舗の臨時休業などによる損失や、リアルエンターテインメント事業の構造改革にともなう費用などを特別損失に計上しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高740,903百万円 (前事業年度比2.3%増)、営業利益84,654百万円 (前事業年度比7.5%増)、経常利益87,612百万円 (前事業年度比9.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益48,894百万円 (前事業年度比15.2%減) となりました。

② 事業別の営業概況

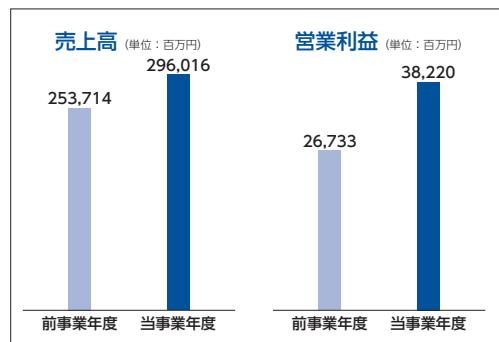
事業別	売上高 (百万円)			営業利益または営業損失 (△) (百万円)		
	前事業年度	当事業年度	増減額	前事業年度	当事業年度	増減額
トイホビー	253,714	296,016	42,302	26,733	38,220	11,487
ネットワークエンターテインメント	328,079	344,150	16,071	43,879	57,356	13,477
リアルエンターテインメント	91,753	63,923	△27,830	△1,502	△8,379	△6,877
映像音楽プロデュース	46,951	28,089	△18,862	8,032	969	△7,063
IPクリエイション	23,497	28,213	4,716	6,269	2,740	△3,529
その他	31,054	34,088	3,034	1,346	1,445	99
消去又は全社	(51,061)	(53,577)	△2,516	(5,983)	(7,698)	△1,715
連 結	723,989	740,903	16,914	78,775	84,654	5,879

(注) 2020年4月1日付で事業区分を変更したため、前事業年度の事業区分を当事業年度において用いた事業区分に組み替えて比較しております。

トイホビー事業

トイホビー事業につきましては、国内において「機動戦士ガンダム」シリーズのプラモデルやコレクターズフィギュアなどのハイターゲット層（大人層）向けの商品が、デジタルを活用した販売・マーケティングなどが効果を発揮したことで好調に推移しました。また、「仮面ライダー」シリーズなどの定番IP商品や新規IPを活用した玩具、菓子などの玩具周辺商材が人気となりました。海外においては、小売店の休業による影響などを受けましたが、アジア地域を中心にハイターゲット層に向けた商品などが安定的に推移しました。

この結果、トイホビー事業における売上高は296,016百万円（前事業年度比16.7%増）、営業利益は38,220百万円（前事業年度比43.0%増）となりました。



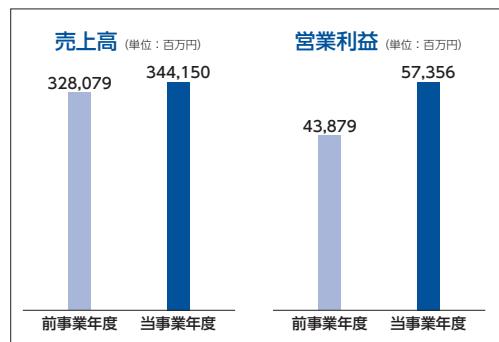
主要な事業内容

玩具、カプセルトイ、カード、菓子・食品、アパレル、生活用品、プラモデル、景品、文具などの企画・開発・製造・販売

ネットワークエンターテインメント事業

ネットワークエンターテインメント事業につきましては、ネットワークコンテンツにおいて、ワールドワイド展開している「DRAGON BALL」シリーズや「ワンピース」、国内の「アイドルマスター」シリーズなどの主カタイトルがユーザーに向けた継続的な施策により好調に推移しました。家庭用ゲームにおいては、「リトルナイトメア2」などの新作タイトルに加え、「DRAGON BALL」シリーズ、「TEKKEN7」、「DARK SOULS」シリーズなどの既存タイトルのリピート販売が、ユーザーに向けた継続的な施策や、デジタル販売需要の高まりから、海外を中心に人気となりました。

この結果、ネットワークエンターテインメント事業における売上高は344,150百万円（前事業年度比4.9%増）、営業利益は57,356百万円（前事業年度比30.7%増）となりました。



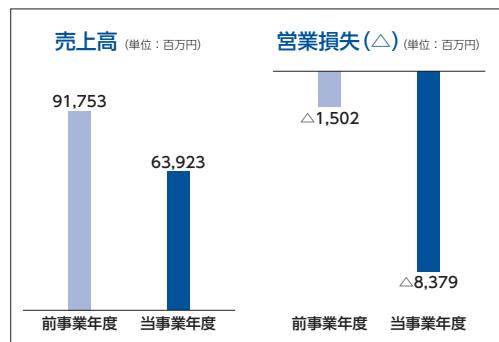
主要な事業内容

ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームなどの企画・開発・販売

リアルエンターテインメント事業

リアルエンターテインメント事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国内外のアミューズメント施設などを休業したことにより、施設運営、業務用ゲーム機販売ともに大きな影響を受けました。一方で、このような環境変化を受け、オンラインを活用したクレーンゲームの対応や、グループの商品・サービスの活用を強化するなどのバンダイナムコならではの取り組みを推進しました。なお、国や地方自治体からの要請を受けて臨時休業した施設などの休業期間中の固定費を「新型コロナウイルス感染症にともなう店舗の臨時休業などによる損失」として計上したことに加え、事業の構造改革にともなう費用として117億円を特別損失に計上しました。

この結果、リアルエンターテインメント事業における売上高は63,923百万円（前事業年度比30.3%減）、営業損失は8,379百万円（前事業年度は1,502百万円の営業損失）となりました。



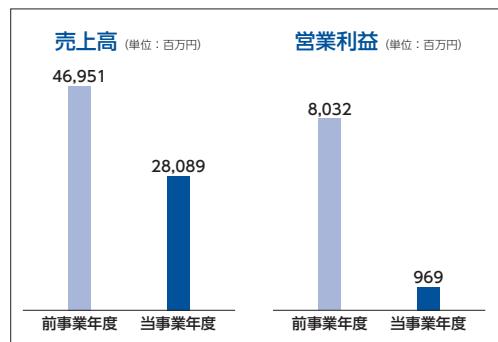
主要な事業内容

アミューズメント機器の企画・開発・生産・販売、アミューズメント施設の企画・運営など、リアルエンターテインメント事業

映像音楽プロデュース事業

映像音楽プロデュース事業につきましては、「ラブライブ！」シリーズや「アイドルマスター」シリーズなどのIPの映像・音楽パッケージソフトの販売などを行いました。新型コロナウイルス感染拡大を受け、ライブイベントの開催が中止となったことに加え、映像・音楽作品の制作スケジュールの遅れなどにより、作品の公開やパッケージソフトの発売が延期となったことが業績に影響を与えました。一方で、このような環境変化を受け、無観客ライブイベントの配信などの環境変化に対応したあらたなライブイベントへの取り組みを行いました。

この結果、映像音楽プロデュース事業における売上高は28,089百万円（前事業年度比40.2%減）、営業利益は969百万円（前事業年度比87.9%減）となりました。



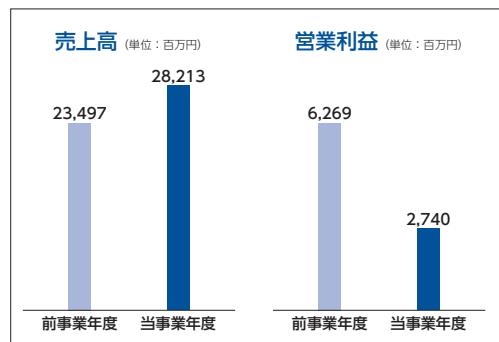
主要な事業内容

映像・音楽コンテンツの企画・制作・運用、アーティストの発掘・育成、ライブエンターテインメント事業

IPクリエイション事業

IPクリエイション事業につきましては、「機動戦士ガンダム」シリーズや「ラブライブ！」シリーズなどの映像作品の制作や、「GUNDAM FACTORY YOKOHAMA」によるIPの情報発信などにより話題喚起をはかり人気となりました。また、前事業年度に連結子会社となった(株)創通が第1四半期より本ユニットに所属したことにより、同社の収益を計上する一方でのれんの償却が発生しております。

この結果、IPクリエイション事業における売上高は28,213百万円（前事業年度比20.1%増）、営業利益は2,740百万円（前事業年度比56.3%減）となりました。



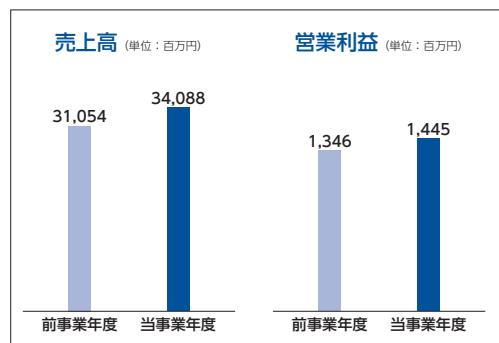
主要な事業内容

アニメーションの企画・制作、著作権・版権の管理・運用、アニメ作品に係る音楽制作ならびに楽曲および原盤の管理・運用

その他事業

その他事業につきましては、グループ各社へ向けた物流事業、印刷事業、その他管理業務などを行っている会社から構成されており、これらのグループサポート関連業務における効率的な運営に取り組んでおります。

この結果、その他事業における売上高は34,088百万円（前事業年度比9.8%増）、営業利益は1,445百万円（前事業年度比7.4%増）となりました。



主要な事業内容

流通・物流、印刷、管理業務など各ユニットをサポートする事業

③ 設備投資の状況

当事業年度において実施した企業集団の設備投資額は22,769百万円であり、その主なものは、新製品生産に関わる金型製作への投資およびアミューズメント施設・機器への投資であります。

④ 資金調達の状況

当事業年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として20,000百万円の調達を行いました。

⑤ 重要な企業再編等の状況

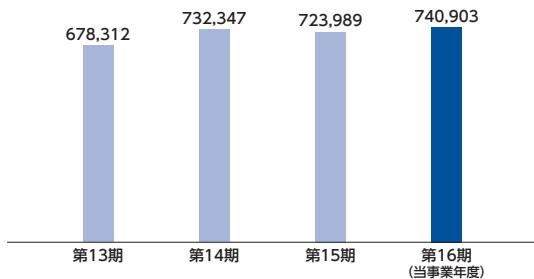
- ・当社は、当社の子会社である(株)創通の株式を追加取得し、2020年5月15日付で同社を完全子会社といたしました。
- ・当社の子会社であるBANDAI NAMCO Entertainment Europe S.A.S.は、Reflector Entertainment Ltd.の株式を取得し、2020年10月22日付で同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	期 別	第13期 2018年3月期	第14期 2019年3月期	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)		678,312	732,347	723,989	740,903
営 業 利 益 (百万円)		75,024	84,045	78,775	84,654
経 常 利 益 (百万円)		75,380	86,863	79,797	87,612
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		54,109	63,383	57,665	48,894
1株当たり当期純利益		246円29銭	288円40銭	262円39銭	222円58銭
総 資 産 (百万円)		540,490	612,955	619,819	732,782
純 資 産 (百万円)		387,354	429,644	454,684	511,433
1株当たり純資産額		1,758円99銭	1,952円00銭	2,045円25銭	2,323円98銭

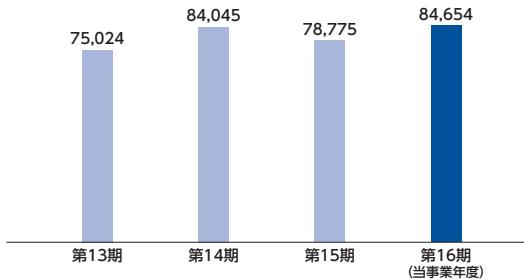
売上高

(単位：百万円)



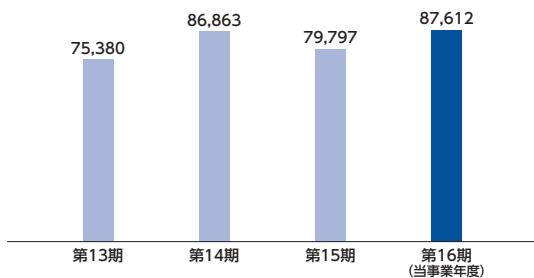
営業利益

(単位：百万円)



経常利益

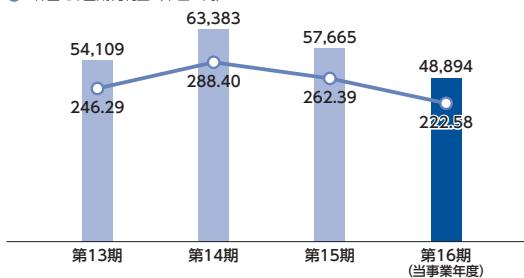
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益

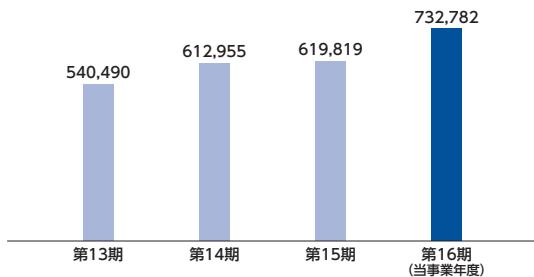
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

○ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産

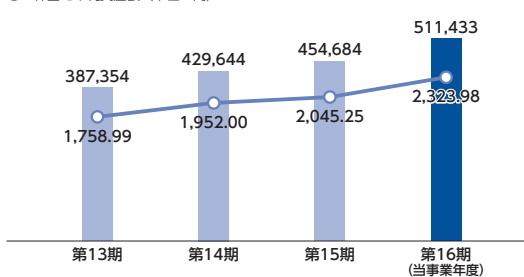
(単位：百万円)



純資産、1株当たり純資産額

■ 純資産 (単位：百万円)

○ 1株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社バンダイ	10,000百万円	100.0%	玩具、カプセルトイ、カード、食玩・菓子・食品、アパレル、生活用品などの企画・開発・製造・販売
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	10,000百万円	100.0%	ネットワークコンテンツ、家庭用ゲームなどのエンターテインメントコンテンツの企画、配信、販売
株式会社バンダイナムココアミュージメント	100百万円	100.0%	リアルエンターテインメントにかかわる施設・機器・サービスの企画・開発・運営・販売
株式会社バンダイナムコアーツ	2,182百万円	100.0%	映像・音楽コンテンツの企画・制作・運用、アーティストの発掘・育成、ライブ・イベントのプロデュースなど
株式会社サンライズ	300百万円	100.0%	アニメーションの企画・製作および著作権・版権の管理・運用
BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.	10米ドル	100.0%	米州地域統括の純粋持株会社
BANDAI NAMCO Holdings France S.A.S.	21,690千ユーロ	100.0%	欧州地域の純粋持株会社
BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.	60,000千英ポンド	100.0%	欧州地域統括の純粋持株会社
BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.	103,000千香港ドル	100.0%	アジア（中国を除く）地域統括の純粋持株会社
BANDAI NAMCO Holdings CHINA CO., LTD.	189,964千円	100.0%	中国地域統括の純粋持株会社

- (注) 1. 株式会社バンダイナムココアミュージメントは、2021年3月に9,900百万円の減資を行いました。
 2. 株式会社サンライズは、2021年3月に250百万円の増資を行いました。
 3. BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.は、2020年9月に9,500千英ポンドの増資を行いました。
 4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための取り組みを継続するとともに、社会の一員として商品・サービスを通じ世界中の人々に「夢・遊び・感動」を提供するという企業理念にのっとり、社会や顧客からの要請や期待に応えていきたいと考えております。世界各国における新型コロナウイルス感染拡大が継続した場合、販売店休業などによる消費への影響に加えて、イベントの延期や自粛およびそれにもなうプロモーションなどへの影響、商品・サービスや映像作品の開発・制作スケジュールへの影響、生産スケジュールなどへの影響、アミューズメント施設などの休業などが発生する可能性があります。当社グループは、従業員や家族、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、衛生管理の徹底や各国・地域の政府・自治体からの要請に基づいた事業の運営などの取り組み、多様な働き方への対応などを継続してまいります。また、事業面においては、影響を最小限のものとするべく、情報収集と臨機応変な対応を継続するほか、デジタル技術の活用強化などにより、ライフスタイルの変化に迅速に対応してまいります。さらに、中長期での持続的な成長に向け取り組むべき様々な課題に対しては、IP軸戦略のもと、各地域で各事業がALL BANDAI NAMCOでより一体となり取り組むとともに、2022年4月よりスタートする次期中期計画において、課題に対応した戦略を推進してまいります。

① グループ横断で取り組むべき課題

企業の社会的責任を果たすために

当社グループは、「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」をビジョンとして、多彩なIPを活用した商品・サービスなどを通じて「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供し続けることをミッションとしています。また、当社グループの存在意義は、世界中の人々がIPを通じ国境や言語を超えてコミュニケーションできる世界の創出に貢献することにあると考えています。

当社グループではエンターテインメントを通じた「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供し続けるため、グループを横断して特に重点的に取り組む必要があるテーマを「CSR重要項目」として設定するとともに、「環境・社会貢献的責任」、「経済的責任」、「法的・倫理的責任（コンプライアンス）」の3つの責任を果たすことを盛り込んだ、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定め、グループ社員が遵守すべき行動規範となるグループコンプライアンス憲章を制定しております。これらのもと、「グループCSR委員会」とその推進組織である「グループCSR部会」、さらには「グループリスクコンプライアンス委員会」、「グループ情報セキュリティ委員会」、「内部統制委員会」を開催するとともに、社内への啓発活動などの各種施策に取り組むことで社内意識の向上に継続的に取り組んでまいります。これらに加え、当社グループの企業理念やエンターテインメントに携わる責任と誇りについて様々な機会を通じ経営者自身が発信を行うことで、社内における理解の深化に努めております。

<バンダイナムコグループのサステナビリティ方針を策定（2021年4月）>

当社グループは、社会の一員として持続可能な社会の実現に向けた責任を果たすため、I P 軸戦略のもと、ファンとともに、グループが向きあうべき社会的課題に対応したサステナブル活動を推進すべく「バンダイナムコグループのサステナビリティ方針」を策定しています。そして、この方針の一環として、次期中期計画に向けて活動のマテリアリティの特定（重要項目の再選定）を推進するほか、エネルギー由来の二酸化炭素排出量削減目標の設定を行い、取り組みを行ってまいります。

<バンダイナムコグループのサステナビリティ方針>

バンダイナムコグループは、I P 軸戦略のもと、ファンとともに、バンダイナムコグループが向きあうべき社会的課題に対応したサステナブル活動を推進します。

脱炭素化に向けた目標

目標	2050年まで： 自社拠点（社屋、自社工場、直営アミューズメント施設など）におけるエネルギー由来の二酸化炭素排出量 実質ゼロ
中間目標	2030年まで： 自社拠点におけるエネルギー由来の二酸化炭素排出量2019年度比35%削減 （2013年度比50%）
主な取り組み	省エネルギー施策のさらなる推進、再生可能エネルギーの導入など

ＩＰ軸戦略のさらなる強化に向けて

当社グループでは、流通・メディアの寡占化やネットワークの普及、プラットフォームの多様化や技術進化、グローバル市場での競争激化などの環境変化に対応するため、ＩＰ軸戦略のさらなる進化に取り組めます。新規ＩＰ創出に関しては、ＩＰ創出をミッションとする新ユニット「ＩＰプロデュースユニット」においてグループの各事業や外部パートナーとの協業によるＩＰ創出機能の強化をはかります。また、商品・サービス発や映像作品発の取り組み、全体最適の視点で投資を行う「バンダイナムココンテンツファンド」の活用、次世代クリエイターを応援する「夢応援団」などによるパートナー企業やクリエイターとの連携など、あらゆる方法で新規ＩＰ創出を強化します。ＩＰ価値最大化に向けては、グループの事業間連動や横断プロジェクトの推進、新規事業の創出育成や展開地域の拡大、あらたなプラットフォームへのスピーディな対応をはかります。

これらのＩＰ創出およびＩＰ価値最大化に向けた取り組みを推進するにあたっては、積極的な投資を実施してまいります。さらにグループ全体最適の視点で、中長期的にＩＰ軸戦略を強化すべく、「機動戦士ガンダム」シリーズや「DRAGON BALL」シリーズなどの定番ＩＰのワールドワイド展開、新規ＩＰ創出プロジェクトなどのグループを横断した戦略的な取り組みを行ってまいります。これらの取り組みに加え、ＩＰ軸戦略の推進にあたっては、ＩＰそのものやその世界観を尊重した活動を行うため、パートナー企業や行政と連携し、模倣品の排除や啓発活動などの知的財産保護のための活動を行ってまいります。

グローバル市場での事業拡大に向けて

当社グループが、中長期で持続的な成長を続けるためには、グローバル市場での事業拡大が不可欠と考えております。欧米およびアジア地域において、各地域の特性にあわせた展開を行うため、地域統括会社と各地域の事業会社がALL BANDAI NAMCOで一体となり取り組む体制を構築しています。今後はグループの組織再編を受け、さらに事業間の連携を強化するとともに、日本発IPの商品・サービスの海外展開に加え、各地域発のIP展開に取り組むなど、IPポートフォリオの強化をはかります。重点地域と位置づける中国市場においては、ALL BANDAI NAMCOで一体となり取り組むための基盤を強化するとともに、グループだけでなく現地のパートナー企業などと密接な連携をはかり、事業の本格展開に着手しております。さらに、グローバル人材の育成をはかるべく、多様な人材の採用に加え、地域や事業を横断した人事交流や研修により育成を推進します。

技術の進化と変化への対応に向けて

デジタル化をはじめとする技術の進化により、エンターテインメントにおける選択肢が多様化し、顧客の嗜好やライフスタイルの変化のスピードが速くなるとともに、グローバル規模での競争が激化しています。当社グループでは、従来のビジネスモデルにこだわることなく、顧客の嗜好やライフスタイルに対応したあらたな価値創造やプラットフォームへの対応、ビジネスモデルの変革に積極的に取り組んでまいります。これらの推進にあたっては、国内外のパートナー企業やクリエイターなどと密接な連携をはかってまいります。

② 各ユニットにおける課題

エンターテインメントユニット

<デジタル事業>

当業界においては、「プラットフォームの多様化」、「ネットワークなどの技術進化」、「顧客ニーズの多様化」、「開発投資額の上昇」などの課題があります。これらの課題に対応するため、商品・サービスの開発にあたってはクオリティを重視し絞り込んだタイトルの開発を行うとともに、リリース後においてもアップデートや追加コンテンツの提供、イベントの開催などの顧客に向けた継続的な施策により、商品・サービスの長期展開をはかっております。また、あらたなプラットフォームの登場は顧客獲得の機会ととらえ、各プラットフォームの特性にあわせたタイトル提供を行っています。このほか、既存の事業や商品・サービスの枠を超え、ネットワークなどの技術進化に対応したあらたなエンターテインメントやビジネスモデルの創出に取り組んでまいります。さらには、技術進歩や環境変化、あらたなプラットフォームに迅速に対応するため、技術研究をさらに強化してまいります。

<トイホビー事業>

当業界においては、「少子化による国内市場の縮小」、「顧客ニーズの多様化」、「商品生産地域の集中」などの課題があります。これらの課題に対応するため、国内において圧倒的No.1の地位確立を目指し、ターゲット層の拡大や新規事業の創出に取り組んでおります。海外においては、ハイターゲット層向け商品の事業拡大や、中国市場での本格展開、EC販売強化などの取り組みを行い、中長期的な成長を目指してまいります。また、開発生産面においては、バリューチェーンの改革により、スピードやクオリティ、価格面でも競争力のある商品展開を進めてまいります。このほか、該当する法規制や業界が定める品質・安全基準を踏まえ、より厳しい自社品質基準の設定や生産委託先の定期的なCOC（Code of Conduct：行動規範）監査の実施などにより品質・安全の徹底をはかっております。商品の生産においては、自社の生産拠点を日本、タイ、フィリピン、ベトナムに設けているほか、取引先工場においても品質基準の担保を大前提に生産拠点の分散をはかっております。

IPプロデュースユニット

<映像音楽事業・クリエイション事業>

当業界においては、「IP創出における競争激化」、「顧客ニーズの多様化」、「優秀な人材の育成」などの課題があります。これら課題に対応するため、スタジオ機能とプロデュース機能を集約し、より多彩で、ユニット内のみならずグループの各事業や外部パートナーとの協業により相乗効果を発揮できるIP創出機能の強化をはかります。また、映像制作や制作技術向上のための投資を積極的に行うほか、クリエイターの正社員化や育成に取り組んでまいります。さらには、映像・音楽・ライブイベントとデジタル技術を融合させた新しいエンターテインメント創出に取り組んでまいります。

アミューズメントユニット

当業界においては、「顧客ニーズの多様化」、「環境変化の激化」などの課題があります。これらの課題に対応するため、施設事業や業務用ゲーム機事業において、IPやグループのリソースを活用するなど、バンダイナムコならではの展開を行い、グループの各事業とより一体となることで、安定して収益をあげることができる強い基盤づくりに取り組みます。同ユニットは、IP軸戦略におけるグループの重要な顧客接点として、グループの商品・サービスの販売、IPの訴求や顧客ニーズを収集する役割も果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(注) 「(4) 対処すべき課題」は2021年4月1日付の新しい事業区分で記載しております。

(5) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区芝五丁目37番8号
-----	----------------

② 主要な子会社

株 式 会 社 バ ン ダ イ	東京都台東区
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	東京都港区
株式会社バンダイナムコアミューズメント	東京都港区
株 式 会 社 バ ン ダ イ ナ ム コ ア ー ツ	東京都渋谷区
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ	東京都杉並区
BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.	アメリカ カリフォルニア
BANDAI NAMCO Holdings France S.A.S.	フランス ピュトー
BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.	イギリス ロンドン
BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.	中国 香港
BANDAI NAMCO Holdings CHINA CO., LTD.	中国 上海

(6) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業	使用人数	前事業年度末比増減
トイホビー事業	3,191 (2,012) 名	+132 (△730) 名
ネットワークエンターテインメント事業	2,971 (609)	+314 (+24)
リアルエンターテインメント事業	1,564 (5,611)	△67 (△695)
映像音楽プロデュース事業	405 (19)	+30 (+4)
IPクリエイション事業	462 (4)	+59 (+2)
その他事業	871 (913)	+27 (+46)
全社 (共通)	86 (1)	+3 (+1)
合計	9,550 (9,169)	+498 (△1,348)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の「かっこ書き」は、臨時使用人の当事業年度の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 当事業年度より事業区分の一部を変更したため、前事業年度末比増減については、前事業年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
4. 「全社 (共通)」の使用人数は、当社、BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.、BANDAI NAMCO Holdings France S.A.S.、BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.、BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.およびBANDAI NAMCO Holdings CHINA CO., LTD.の管理部門などの人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25 (-) 名	+1 (-) 名	45.7歳	17.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の「かっこ書き」は、臨時使用人の当事業年度の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、グループ会社からの転籍などにより当社で就業している使用人は、各社における勤続年数を通算しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	7,255 百万円
株式会社三井住友銀行	7,125
株式会社みずほ銀行	6,156

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

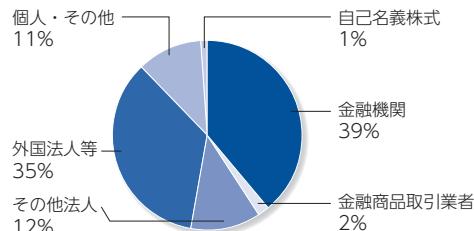
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 222,000,000株
- ③ 株主数 33,495名 (前事業年度末比1,068名減少)
- ④ 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布グラフ



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,710,400 株	15.78 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	17,339,900	7.88
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 8 1 5	10,780,000	4.90
有 限 会 社 ジ ル	6,000,000	2.73
中 村 恭 子	5,703,200	2.59
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口)	4,586,100	2.08
株 式 会 社 マ ル	4,400,100	2.00
任 天 堂 株 式 会 社	3,845,700	1.75
K O R E A S E C U R I T I E S D E P O S I T O R Y - S A M S U N G	3,348,000	1.52
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	3,242,002	1.47

(注) 1. 持株比率は自己株式 (1,999,265株) を控除して計算しております。

2. 持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,401,400株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	16,770,300株
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口)	4,586,100株

3. 野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口) の所有株式数4,586,100株は、(株)UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) が所有していた(株)バンダイ株式を退職給付信託として委託した信託財産が、2005年9月29日の株式移転により当社株式と交換されたものであり、議決権の行使については(株)三菱UFJ銀行の指図により行使されることとなっております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,700 株	3 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 口 三 昭	
取締役副社長	川 口 勝	トイホビーユニット担当 (株)バンダイ代表取締役社長
取 締 役	大 津 修 二	グループ管理本部長 BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.代表取締役社長 (株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長 (株)バンダイナムコウィル代表取締役社長
取 締 役	浅 古 有 寿	経営企画本部長
取 締 役	宮 河 恭 夫	ネットワークエンターテインメントユニット担当 (株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長
取 締 役	萩 原 仁	リアルエンターテインメントユニット担当 (株)バンダイナムコアミューズメント代表取締役社長
取 締 役	川 城 和 実	映像音楽プロデュースユニット担当 (株)バンダイナムコアーツ代表取締役社長
取 締 役	浅 沼 誠	IPクリエイションユニット担当 (株)サンライズ代表取締役社長 SUNRISE SHANGHAI CO.,LTD. 董事長
取 締 役	松 田 讓	(株)クボタ社外取締役 J S R (株)社外取締役
取 締 役	桑 原 聡 子	弁護士 外苑法律事務所パートナー (株)ユニカフェ社外監査役 日本郵船(株)社外監査役
取 締 役	野 間 幹 晴	一橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス(株)社外監査役
取 締 役	川 名 浩 一	コムシスホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) 東京エレクトロンデバイス(株)社外取締役 (株)レノバ社外取締役
常 勤 監 査 役	永 池 正 孝	
常 勤 監 査 役	篠 田 徹	公認会計士
監 査 役	須 藤 修	弁護士 須藤総合法律事務所パートナー 三井倉庫ホールディングス(株)社外監査役 (株)プロネクサス社外監査役 京浜急行電鉄(株)社外監査役
監 査 役	上 條 克 彦	税理士 (株)整理回収機構社外監査役

- (注) 1. 取締役松田 譲、桑原聡子、野間幹晴、川名浩一の名氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役篠田 徹、監査役須藤 修、監査役上條克彦の名氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役篠田 徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
4. 監査役須藤 修氏は、弁護士として倒産処理事件に多数関与しており、かかる案件処理に必要な財務および会計に関する知見を有しているものであります。
5. 監査役上條克彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 社外取締役（松田 譲氏、桑原聡子氏、野間幹晴氏、川名浩一氏）および社外監査役（篠田 徹氏、須藤 修氏、上條克彦氏）の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役社長田口三昭氏は2021年4月1日付で取締役会長に就任しております。
8. 取締役副社長川口 勝氏は2021年3月31日をもって㈱バンダイ代表取締役社長を退任し、2021年4月1日付で当社代表取締役社長および㈱バンダイ取締役会長に就任しております。
9. 取締役萩原 仁氏は2021年3月31日をもって㈱バンダイナムコアミューズメント代表取締役社長を退任し、同社取締役会長に就任しております。
10. 取締役川城和美氏は2021年3月31日をもって㈱バンダイナムコアーツ代表取締役社長を退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに管理職・監督者の地位にあるものを被保険者として、株主や第三者から損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度中に辞任または解任された取締役および監査役

該当事項はありません。

⑥ 取締役および監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	総額	固定報酬		変動報酬			
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		業績連動賞与		業績条件付株式報酬	
		支給人員	総額	支給人員	総額	支給人員	総額
取締役 (うち社外取締役)	546 百万円 (51)	8 名 (4)	220 百万円 (51)	3 名 (-)	224 百万円 (-)	3 名 (-)	101 百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	67 (43)	4 (3)	67 (43)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	614 (94)	12 (7)	288 (94)	3 (-)	224 (-)	3 (-)	101 (-)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

- 取締役の報酬限度額は、2015年6月22日開催の第10回定時株主総会において、1事業年度につき8億5千万円以内(うち社外取締役分6千万円以内)とし、この8億5千万円の限度額については、うち4億円を基本報酬の限度額とし、残り4億5千万円を現金賞与分の限度額とする旨決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち、社外取締役は3名)です。また、2018年6月18日開催の第13回定時株主総会において、別枠で業績条件付株式報酬として、年間45,000株に交付時株価を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する旨決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名(うち、社外取締役は3名)です。なお、交付時株価とは、各評価対象年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に、業績条件付株式報酬制度に係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を指します。
- 上記報酬等の額のうち、業績条件付株式報酬の額については、2021年3月31日の東京証券取引所における当社普通株式の終値にて算出しており、実際の支給の際には、交付時株価を適用いたします。
- 監査役報酬限度額は、(株)バンダイおよび(株)ナムコ(現(株)バンダイナムコエンターテインメント)の2005年6月23日および2005年6月25日開催の定時株主総会において、月額8百万円以内とする旨決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
- 上記の基本報酬の一定割合を役員持株会に拠出し、自社株を購入すると同時に、在任期間中継続して保有することとしています。
- 上記の業績条件付株式報酬は、当期費用計上額を記載しており、その50%は金銭での支給を予定しております。また、取締役3名に対し6,700株交付する予定です。

イ. 取締役の報酬等の決定方針と手続き

取締役の報酬等の決定方針の内容は、以下のとおりであります。

① 基本方針

当社社外取締役を除く取締役に対する報酬制度は、株主の皆さまとの価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えたうえで、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動賞与、業績条件付株式報酬とで構成する。

当社の社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定する。

なお、2021年度については、次期中期計画の準備期間であることから、当社社外取締役を除く取締役に対する報酬制度は、人事報酬委員会の諮問のもと、引き続き前中期計画（2018-2020年度）時の制度を適用する。

② 基本報酬

当社取締役に対する基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、2015年6月22日開催の当社第10回定時株主総会決議に基づき年400百万円を限度額として、毎月一定の時期に支給する。また、当社社外取締役を除く取締役については、一定割合を役員持株会に拠出し、当社株式を購入するものとする。

③ 業績連動報酬

当社の変動報酬は、当社グループの経営陣の経営努力の評価を報酬の支給額に直接的に反映させることを目的として、業績連動賞与、業績条件付株式報酬ともに当社グループの連結営業利益を指標とする。当社の業績連動賞与については、各事業年度の当社グループの連結営業利益に応じて、あらかじめ定めた基準額の0%から200%の範囲内で、2015年6月22日開催の当社第10回定時株主総会決議に基づく現金賞与限度額年450百万円または「親会社株主に帰属する当期純利益」の1.5%のいずれか小さい金額を限度に支給額を決定する。なお、代表取締役社長以外の業務執行取締役は、当社グループの連結営業利益による評価部分に加えて、個人評価部分（定性評価部分）が含まれる。また、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

④ 株式報酬

業績条件付株式報酬（法人税法に規定する業績連動給与に該当するもの）は、当社グループの連結営業利益が60,000百万円以上となった場合に限り支給するものとし、支給の有無およびその水準は、各事業年度ごとに判定する。役位に応じて、あらかじめ基準株式ユニット数を定め、連結営業利益の目標達成状況に応じて確定した支給株式ユニット数に対応する当社普通株式および金銭を交付または支給する仕組みとする。また、業績連動指標の数値（当社グループの連結営業利益）が確定した日の翌日から2ヵ月を経過する日までに支給する。

⑤ 報酬の構成

報酬水準と割合は、外部専門機関が集計・分析している経営者報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間総報酬における固定報酬と変動報酬の比率や、変動報酬における中長期の比率を総合的に勘案して決定する。なお、あらかじめ定めた標準業績を達成した場合、年間総報酬における固定報酬と変動報酬の比率は概ね50：50とし、また、基本報酬の一定割合の役員持株会への拠出額と業績条件付株式報酬を合算した株式報酬の割合は2割強とする。

⑥ 報酬の決定手続き

当社の社外取締役を除く取締役の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みについては、社外取締役の適切な関与と助言を求める観点から、社外取締役が議長を務め、委員の過半数が社外取締役（独立社外取締役）で構成される人事報酬委員会の答申を受け、取締役会において決定する。

ウ. 当事業年度の変動報酬の業績目標、実績および支給率等

業績連動賞与における連結営業利益の基準業績（基準額が支払われる業績）、および業績条件付株式報酬の支給有無の判断基準はともに60,000百万円と設定しております。

2021年3月期連結営業利益は84,654百万円であり、当事業年度における基準業績に対する達成率は141%、業績連動賞与の支給率（当社グループの連結営業利益による評価部分）は200%、業績条件付株式報酬の支給率は100%となりました。

エ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、人事報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会においては、その答申を尊重し、基本的に当該決定方針に沿うものであると判断しております。

オ. 監査役の報酬の決定方針と手続き

当社の監査役の報酬は、監査役が当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、基本報酬のみで構成し、職位に応じて定められた額としております。なお、各監査役の報酬額は監査役会において決定しております。

⑦ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職の状況は、43頁「① 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
なお、当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

【取締役】

氏名	取締役会(18回開催)		期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	
松田 譲	18回	100.0%	<p>企業のトップとして経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営戦略策定などの場面における積極的な助言や、客観性・合理性のある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定の推進という役割を期待しております。</p> <p>当事業年度においては、企業経営者としての豊富な経験と見地から、取締役会などで経営全般にわたり積極的な助言を行いました。また、当事業年度において7回開催された人事報酬委員会に委員長として全回出席して経営陣の指名・報酬の審議に携わり、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定に貢献しました。さらに、当事業年度において1回開催された独立役員会に出席して取締役会が適切に機能しているかを客観的な視点で評価しました。</p>
桑原 聡子	18回	100.0%	<p>長年にわたる弁護士としての経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に当社の経営についてリーガルリスクの観点から監督することに加え、客観性・合理性のある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定の推進という役割を期待しております。</p> <p>当事業年度においては、弁護士としての豊富な経験と見地から、取締役会などで主にリーガルリスクの観点から積極的な助言を行いました。また、当事業年度において7回開催された人事報酬委員会に委員として全回出席して経営陣の指名・報酬の審議に携わり、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定に貢献しました。さらに、当事業年度において1回開催された独立役員会に出席して取締役会が適切に機能しているかを客観的な視点で評価しました。</p>
野間 幹晴	18回	100.0%	<p>長年にわたる企業戦略に関する研究と教鞭活動を通じて得た深い学識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営について企業戦略の観点から監督することに加え、客観性・合理性のある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定の推進という役割を期待しております。</p> <p>当事業年度においては、企業戦略に関する研究と教鞭活動を通じた深い学識と見地から、取締役会などで主に企業戦略の観点から積極的な助言を行いました。また、当事業年度において7回開催された人事報酬委員会に委員として全回出席して経営陣の指名・報酬の審議に携わり、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定に貢献しました。さらに、当事業年度において1回開催された独立役員会に出席して取締役会が適切に機能しているかを客観的な視点で評価しました。</p>
川名 浩一	18回	100.0%	<p>企業のトップとして経営に携わってきた経験や豊富な海外勤務経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営戦略、特に海外戦略策定などの場面における積極的な助言や、客観性・合理性のある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定の推進という役割を期待しております。</p> <p>当事業年度においては、企業経営者としての豊富な経験と見地から、取締役会などで経営戦略、特に海外戦略について積極的な助言を行いました。また、当事業年度において7回開催された人事報酬委員会に委員として全回出席して経営陣の指名・報酬の審議に携わり、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定に貢献しました。さらに、当事業年度において1回開催された独立役員会に出席して取締役会が適切に機能しているかを客観的な視点で評価しました。</p>

【監査役】

氏名	取締役会(18回開催)		監査役会(14回開催)		発言状況
	出席回数 回	出席率 %	出席回数 回	出席率 %	
篠田 徹	18	100.0	14	100.0	主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
須藤 修	17	94.4	14	100.0	主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
上條 克彦	18	100.0	14	100.0	主に税理士の豊富な経験を通じた深い学識と見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上表の取締役会の回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議とみなす書面決議が1回ありました。

ウ. 親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	88百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	320百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.、BANDAI NAMCO Holdings France S.A.S.、BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.、BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD. およびBANDAI NAMCO Holdings CHINA CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価ならびに当事業年度の監査計画の内容の十分性、監査計画時間、配員計画、時間単価の相当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準適用準備に係るアドバイザー業務」に対して、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 (2021年3月31日現在)

業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針に関する決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、グループ企業理念およびグループコンプライアンス憲章を制定し、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底をはかり、職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がける。
- イ. 当社取締役は、内部統制システムの構築および運用状況について定期的に取締役会において報告をする。
- ウ. 当社は、コンプライアンスに関する規程に基づき、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を設置し、当社およびグループ全体を通して法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守が適切に行われる体制をとる。
- エ. 当社は、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、その対応を協議決定する。
- オ. 海外においては、地域別に海外地域統括会社を定め、危機管理およびコンプライアンスの支援を行う体制をとる。
- カ. 当社および主要な子会社においては、内部通報制度として、社内相談窓口、社外顧問弁護士等による社外相談窓口および直接監査役へ報告できる監査役ホットラインを設置する。
- キ. 当社および主要な子会社においては、執行部門から独立した業務監査室を設置し、内部監査による業務の適正化をはかる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア. 当社は、文書管理に関する規程を制定し、各種会議の議事録および契約書等を集中管理するとともに、各部門においては稟議書等の重要文書を適切に保管および管理する。また、取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制をとる。
- イ. 当社は、グループ管理の一環として情報セキュリティに関する規程を制定し、情報が適切に保管および保存される体制をとる。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、グループ管理の一環として、危機管理およびコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して危機発生の未然防止および危機要因の早期発見に努める。
- イ. 当社は、危機発生に際して、グループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、迅速かつ的確な対応と、事業への影響の最小化をはかる。
- ウ. 当社は、大規模災害等によるグループの経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、グループの事業継続計画（BCP）の基本方針を制定するとともに、事業の早期回復・再開を実現するため、グループにおける事業継続計画（BCP）の策定および事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に取り組み、当社および子会社の取締役等および使用人に周知する。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、子会社を事業セグメントごとにユニットに分類し、その担当取締役およびその主幹会社を定め、グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程に基づき、効率的な事業の推進をはかる。
- イ. 当社は、3事業年度を期間とするグループ全体および各ユニットの中期計画を策定し、当該中期計画に基づき、毎事業年度の予算を定める。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ア. 当社は、グループ事業報告会およびグループ経営会議等の会議を設置し、グループの連絡報告および意思決定体制を整備する。

⑥ その他当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループコンプライアンス憲章について、法令等の改正やグループを取り巻く社会環境の変化に対応して適宜見直し、また、コンプライアンスBOOKの配布および研修により、同憲章を当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底させる。
- イ. 当社および子会社は、業務の有効性と効率性の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努め、また、財務報告の内部統制については、関連法規等に基づき、評価および運用を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

- ア. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを代表取締役社長に対して求めた場合、速やかにこれに対応するものとする。なお、当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- イ. 当社は、当該使用人の人事に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、取締役および監査役はあらかじめ協議の機会をもつ。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

⑨ 当社および子会社の取締役等および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ア. 当社および子会社の取締役等および使用人は、法令に定められた事項、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役会に報告をする。
- イ. 当社および子会社の取締役等および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。
- ウ. 当社は、内部通報制度として、当社監査役へ直接報告を行うことができる監査役ホットラインを設置する。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループリスクコンプライアンス規程に明文化するとともに、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役は、監査役が重要な会議に出席できる体制を整備するとともに、取締役および使用人との定期または随時の会合、内部監査部門および会計監査人との連携がはかられる体制を確保する。

イ. 当社の子会社においては、規模や業態等に応じて適正数の監査役を配置するとともに、子会社の監査役が当社監査役への定期的報告を行う体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社および子会社における内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社内に設置された内部統制委員会により、定期的なモニタリングおよび内部統制評価を実施し、当社取締役会に対し内部統制報告書として報告を行うとともに、その報告内容に基づき、改善を進めております。また、内部統制の評価にあたっては、当社および主要な子会社に設置された内部監査部門による適切な内部監査の実施により、その適切性、信頼性を確保することとしております。

2. コンプライアンスおよび危機管理

当社は、法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守を徹底することを目的に、当社および子会社の取締役等および使用人の行動指針としてグループコンプライアンス憲章を制定し、ポスターの掲出やコンプライアンスBOOKの配布などにより、同憲章の周知徹底に努めております。また、当社のコンプライアンス担当取締役がグループのコンプライアンス全般を管理し、e-ラーニングなどによる研修を定期的に行っているほか、当社および主要な子会社においては、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査によって、その浸透度を調査するとともに、その結果について子会社のコンプライアンス担当取締役と共有し、コンプライアンス意識向上に努めております。さらに、内部通報制度として社内外の相談窓口および直接監査役へ報告できる監査役ホットラインを整備・運用するとともに、通報者の保護の徹底についても各社の規程にて定めております。

危機管理については、当社および子会社において危機管理に関する規程を制定するとともに、グループの事業継続計画（BCP）および事業継続マネジメント（BCM）体制の整備・運用を行い、当社および子会社の取締役等および使用人に対し、周知徹底を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止においては、当社取締役をはじめ関連部門の担当者が参加する新型コロナウイルス感染拡大防止に特化した危機管理委員会を設置し、定期的に情報共有と今後の方針の協議を行っております。この結果をグループ内に周知し、各社が方針に準じた取り組みを推進しております。

当社では、コンプライアンス違反または危機発生に際しては、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、当社および子会社におけるコンプライアンスおよび危機に関する情報および対応内容などについて、グループリスクコンプライアンス委員会事務局より、毎月取締役会へ報告を行っております。

3. 子会社経営管理

当社は、子会社を事業セグメントごとに5つのユニットに分類し、その担当取締役およびその主幹会社を定め、グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程に基づき、効率的な事業の推進をはかっております。また、グループ事業報告会(当事業年度は3回開催)およびグループ経営会議(当事業年度は12回開催)を定期的を開催し、グループ内の情報共有および各種課題に関する議論を行っております。さらに、当社の経営企画部を中心に子会社の経営管理体制の整備・統括を行うとともに、グループならびに各ユニットの中期計画および業績などについて毎月モニタリングなどを実施しております。なお、当社の業務監査室が、子会社に対する内部監査を定期的実施しており、グループの内部統制における効率的なモニタリングを実施しております。

4. 取締役の職務執行

当社は、グループ企業理念、グループコンプライアンス憲章およびグループ役員心得を制定し、取締役の職務執行が適法かつ公正に行われるように周知徹底しております。また、独立社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会や役員研修などにおける独立社外取締役との積極的な意見交換を行うことで、監督機能の強化に取り組んでおります。さらに、独立社外取締役および独立社外監査役のみで構成された独立役員会により、取締役会の実効性について評価を実施し、コーポレート・ガバナンスおよび企業価値の向上に努めております。なお、当事業年度における取締役会は18回(書面決議を除く)、独立役員会は1回開催されております。

5. 監査役の監査

当社の監査役は、当社および主要な子会社の取締役会およびグループ事業報告会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行、法令・定款等への遵守状況について監査しております。当事業年度においては、監査役会を14回開催し、重要事項に関する監査役間の情報共有、意見交換を行っております。また、当社取締役、内部監査部門および子会社の監査役ならびに会計監査人との定期的または随時の会合を行い、監査役監査の実効性および効率性を確保しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループの企業価値

当社グループは、「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」をビジョンとして、IPを活用した商品・サービスを通じて「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供し続けることをミッションとしております。

一方、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争を勝ち抜くためには、強固な経営基盤を築くだけでなく、常に時代や環境、顧客のライフスタイルなどの変化を先取りしたエンターテインメントを創造することが不可欠であり、ひいてはこれが当社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方を巡っても、当社の企業価値の向上に繋がるものであるか否かが考慮されなければなりません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、以上のような当社グループの経営ビジョンやミッションおよびその遂行を支える人材やコンテンツなどの経営資源、さらには当社にかかわる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社の株式の大量取得を行おうとしている者が、おおむね次のような者として当社の企業価値を害する者である場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

- ・ 企業価値を毀損することが明白な者
- ・ 買収提案に応じなければ不利益な状況を作り出し、株主に売り急がせる者
- ・ 会社側に判断のための情報や、判断するための時間を与えない者

② 取り組みの具体的内容

当社取締役会は、株主の皆さまから経営を負託された者として、基本方針を実現するため、次のとおり取り組んでおります。

企業価値向上策

・中期計画の推進

当社グループは、2018年4月にスタートした3カ年の中期計画のもと、IP軸戦略をさらに進化させグローバル市場での浸透・拡大を目指すとともに、今後成長の可能性が高い地域や事業での展開を強化するための様々な戦略を推進しました。なお、2021年4月のスタートを予定していた3カ年の次期中期計画を、2022年4月よりスタートすることとしました。これは、顧客のライフスタイルや価値観が大きく変化することが予想される中、環境変化と中期計画の成果と課題を踏まえ、新しい時代におけるバンダイナムコの新しい戦い方となる次期中期計画を策定する必要があると判断したためです。2022年3月期については、次期中期計画を策定し、戦略を推進するための事業基盤や組織体制を整備する期間と位置づけています。当社グループでは、中期戦略を推進することにより、エンターテインメント企業グループとして次のステージを目指すとともに企業価値の向上をはかってまいります。

・コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、ユニットの事業統括会社代表取締役社長が当社の取締役などを兼任することにより、持株会社と事業会社、さらには事業会社間の連携を強化するとともに、グループとして迅速な意思決定を行っております。また、当社定款において取締役のうち2名以上を社外取締役とすることを規定するとともに、いずれの社外取締役も独立社外取締役とすることで経営監督機能の強化をはかっております。これに加え、取締役会が適切に機能しているかを、客観的な視点から評価することを目的に、独立役員会を組成しております。独立役員会は、独立社外取締役4名と独立社外監査役3名の独立役員のみで構成され、事務局機能も第三者専門機関に設置しております。これにより、取締役会における、より実効性の高い監督機能の保持を行っております。

・経営効率化の推進

当社グループにおける事業再建基準を整備し、より迅速に事業動向を見極めるため、継続的なモニタリングの仕組みを強化するとともに、社内で定めた指標に基づき、事業の再生・撤退を迅速に判断しております。このほか、グループ全体の業務プロセスの標準化によりコスト削減をはかり、経営の効率化を推進しております。

・人材戦略の強化

当社グループは「夢・遊び・感動」を提供する企業グループとして、様々な個性を持つ多様な企業や人材が安心して生き生きと働くことができる企業グループでありたいと考えます。従来よりグローバル人材の育成、積極的な人材交流、多様な人材が活躍できる制度、社員が心身ともに健康で働くための各種制度の整備などに取り組んできました。これらの制度に加え、より社員が新しいことに挑戦するための提案制度、チャレンジを支援する仕組み、グループの生産性向上に向けた取り組みなどを推進しております。

・サステナブル活動の強化

当社グループは、「夢・遊び・感動」を提供する企業グループとして、「環境・社会貢献的責任」、「経済的責任」、「法的・倫理的責任（コンプライアンス）」の3つの責任を果たすことを盛り込んだ、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定め、各種CSR活動を推進しております。2021年4月には、社会の一員として持続可能な社会の実現に向けた責任を果たすため、IP軸戦略のもと、ファンとともに、グループが向きあうべき社会的課題に対応したサステナブル活動を推進すべく「バンダイナムコグループのサステナビリティ方針」を策定しています。今後、この方針の一環として、次期中期計画に向けて活動のマテリアリティの特定（重要項目の再選定）を推進するほか、エネルギー由来の二酸化炭素排出量削減目標の設定を行い、取り組みを行ってまいります。

・積極的なIR活動

当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を適時・的確に行っております。そして、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまに対し経営戦略や事業方針について、明確に伝える透明性の高い企業でありたいと考えております。そのため、会社説明会や決算説明会など、代表取締役社長をはじめとした経営者自身が、個人投資家や国内外の機関投資家および証券アナリストなどに対し直接説明し、グループへの理解を深める努力をしております。

・積極的な株主還元策

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要施策と位置づけており、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを目指しております。具体的には、長期的に安定した配当を維持するとともに、より資本コストを意識し、安定的な配当額としてDOE（純資産配当率）2%をベースに、総還元性向50%以上を目標に株主還元を実施することを基本方針としております。

買収防衛策

当社は、現在のところ具体的な買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上策にしたがって、経営戦略・事業戦略を遂行し、グループ企業価値を向上させることが、不適切な買収への本質的な対抗策であると考えています。もっとも、株主の皆さまから経営を負託された者として、今後、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者が出現する場合に備え、法令や社会の動向を注視しつつ買収防衛の体制整備にも努めてまいります。具体的には、万一不適切な買収者が現れた場合に、当該買収者による提案に対し、経営陣が保身をはかることなく、企業価値の向上を最優先した判断を下すため、独立役員会において客観的な視点での検討を諮った後、取締役会における十分な審議を行います。さらには、株主の皆さまの適切なお判断に資するために、十分な情報収集と必要な時間の確保に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	455,210
現金及び預金	204,326
受取手形及び売掛金	91,765
商品及び製品	28,994
仕掛品	73,816
原材料及び貯蔵品	4,075
その他	53,872
貸倒引当金	△1,639
固 定 資 産	277,571
有 形 固 定 資 産	88,341
建物及び構築物	18,672
アミューズメント施設・機器	5,914
土地	43,047
その他	20,707
無 形 固 定 資 産	33,014
のれん	17,069
その他	15,944
投 資 そ の 他 の 資 産	156,215
投資有価証券	121,208
繰延税金資産	16,310
退職給付に係る資産	407
その他	18,707
貸倒引当金	△418
資 産 合 計	732,782

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	175,920
支払手形及び買掛金	82,474
役員賞与引当金	1,646
その他の引当金	1,900
その他	89,898
固 定 負 債	45,428
長期借入金	20,234
その他の引当金	301
退職給付に係る負債	7,212
再評価に係る繰延税金負債	199
その他	17,480
負 債 合 計	221,348
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	472,814
資本金	10,000
資本剰余金	52,232
利益剰余金	414,487
自己株式	△3,905
その他の包括利益累計額	37,701
その他有価証券評価差額金	51,587
繰延ヘッジ損益	988
土地再評価差額金	△4,016
為替換算調整勘定	△7,438
退職給付に係る調整累計額	△3,419
非 支 配 株 主 持 分	917
純 資 産 合 計	511,433
負 債 純 資 産 合 計	732,782

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		740,903
売上原価		458,897
売上総利益		282,006
販売費及び一般管理費		197,352
営業利益		84,654
営業外収益		
受取利息	311	
受取配当金	1,234	
為替差益	480	
繰延報酬制度資産運用益	384	
その他の	1,058	3,470
営業外費用		
支払利息	229	
その他の	283	512
経常利益		87,612
特別利益		
固定資産売却益	464	
投資有価証券売却益	307	
新型コロナウイルス感染症に伴う 雇用調整助成金等	1,373	
その他の	81	2,225
特別損失		
減損損失	11,284	
新型コロナウイルス感染症に伴う店 舗臨時休業等による損失	3,059	
事業整理損失	1,754	
その他の	1,799	17,897
税金等調整前当期純利益		71,940
法人税、住民税及び事業税	24,527	
法人税等調整額	△1,452	23,074
当期純利益		48,865
非支配株主に帰属する当期純損失		△28
親会社株主に帰属する当期純利益		48,894

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	52,004	394,699	△3,634	453,069
当期変動額					
剰余金の配当			△29,220		△29,220
親会社株主に帰属する当期純利益			48,894		48,894
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5		△309	△303
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		222		48	270
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
土地再評価差額金の取崩			113		113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	228	19,787	△270	19,745
当期末残高	10,000	52,232	414,487	△3,905	472,814

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,837	250	△3,902	△12,321	△4,639	△3,776	5,392	454,684
当期変動額								
剰余金の配当								△29,220
親会社株主に帰属する当期純利益								48,894
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△4,823	△5,127
自己株式の取得								△9
自己株式の処分								270
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								0
土地再評価差額金の取崩			△113			△113		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	34,749	738	-	4,883	1,220	41,592	349	41,941
当期変動額合計	34,749	738	△113	4,883	1,220	41,478	△4,474	56,749
当期末残高	51,587	988	△4,016	△7,438	△3,419	37,701	917	511,433

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	113,898
現金及び預金	72,378
営業未収入金	65
関係会社短期貸付金	9,820
未 収 入 金	17,515
未収還付法人税等	12,809
そ の 他	1,309
固 定 資 産	415,968
有 形 固 定 資 産 37,352	
建 物	789
構 築 物	2,735
機 械 及 び 装 置	14
工 具 、 器 具 及 び 備 品	440
土 地	32,914
建 設 仮 勘 定	458
無 形 固 定 資 産 1,280	
ソ フ ト ウ エ ア	1,244
そ の 他	35
投 資 そ の 他 の 資 産 377,335	
投 資 有 価 証 券	101,895
関 係 会 社 株 式	267,872
そ の 他	7,567
資 産 合 計	529,866

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	121,819
関係会社短期借入金	113,936
未 払 金	5,324
未払法人税等	1,417
役員賞与引当金	224
株式報酬引当金	101
そ の 他	814
固 定 負 債	47,352
長期借入金	20,000
繰延税金負債	20,098
退職給付引当金	15
関係会社預り保証金	2,629
そ の 他	4,607
負 債 合 計	169,172
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	310,399
資 本 金	10,000
資 本 剰 余 金	174,912
資 本 準 備 金	2,500
そ の 他 資 本 剰 余 金	172,412
利 益 剰 余 金	127,617
利 益 準 備 金	1,645
そ の 他 利 益 剰 余 金	125,971
別 途 積 立 金	10,000
繰 越 利 益 剰 余 金	115,971
自 己 株 式	△2,130
評 価 ・ 換 算 差 額 等	50,294
その他有価証券評価差額金	50,294
純 資 産 合 計	360,694
負 債 純 資 産 合 計	529,866

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	110,898	
関係会社経営管理料	6,076	
その他営業収益	0	116,975
営 業 費 用		
一般管理費		6,213
営 業 利 益		110,761
営 業 外 収 益		
受取配当金	546	
受取賃貸料	3,142	
その他の	106	3,796
営 業 外 費 用		
支払利息	129	
不動産賃貸費用	2,930	
その他の	304	3,363
経 常 利 益		111,194
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	298	298
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	139	
固定資産除却損	158	
関係会社債権放棄損	966	1,264
税 引 前 当 期 純 利 益		110,228
法人税、住民税及び事業税	599	
法人税等調整額	△237	362
当 期 純 利 益		109,865

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	2,500	172,195	174,695	1,645	10,000	35,361	47,007	△2,167	229,535
当期変動額										
剰余金の配当							△29,255	△29,255		△29,255
当期純利益							109,865	109,865		109,865
自己株式の取得									△9	△9
自己株式の処分			216	216					47	263
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	216	216	—	—	80,610	80,610	37	80,864
当期末残高	10,000	2,500	172,412	174,912	1,645	10,000	115,971	127,617	△2,130	310,399

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	16,386	16,386	245,921
当期変動額			
剰余金の配当			△29,255
当期純利益			109,865
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			263
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	33,908	33,908	33,908
当期変動額合計	33,908	33,908	114,772
当期末残高	50,294	50,294	360,694

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本尚己[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 香月まゆか[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川又恭子[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バンダイナムコホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンダイナムコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 松本 尚己 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 香月 まゆか ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川又 恭子 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バンダイナムコホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第16期監査計画（監査の方針、業務分担、監査の方法等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、上記監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社バンダイナムコホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 永 池 正 孝 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 篠 田 徹 ㊟

監 査 役(社外監査役) 須 藤 修 ㊟

監 査 役(社外監査役) 上 條 克 彦 ㊟

以 上

メ ㊦

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ ㇿ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ ㊦

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ ㇿ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

【会場】 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話 03 (3442) 1111

【交通】 **A** 新幹線・JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）下車 徒歩：5分

B 都営地下鉄浅草線 高輪台駅（A1出口）下車 徒歩：3分



◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をいただき、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。また、開催にあたっては昨年と同様に事前登録制を導入するなどの対応および運営をさせていただきます。株主の皆さまにおかれましては本招集ご通知1頁～2頁を必ずご一読のうえ、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

なお、当社商品・サービスの展示会、映像上映会、当社取締役との懇親会につきましては本年の実施を中止とさせていただきます。

◎株主総会ご出席の株主さまへの土産品（浅草花やしき1日フリーパス引換券を含む）の配布はございませんのであらかじめご了承ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。